

基 発 0624 第 5 号
令和 8 年 6 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0514 第 1 号をもって通達したところであるが、今般、改正法の一部が令和 9 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 120 号。以下「改正省令」という。）が令和 7 年 12 月 9 日に公布され、令和 9 年 1 月 1 日に施行されることとなっている。

ついては、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 改正の要点

I 改正法関係

- 1 労働者以外の者に係る災害発生状況の調査（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 100 条の 2 関係）

本条は、労働災害の防止に資する施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況その他必要な事項について、厚生労働大臣が調査を行うことができることとするとともに、当該調査のために必要があるときは、事業を行う者及び作業従事者に対し報告を求めることができることとし、これらの権限を都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任できることとしたものであること。

II 改正省令関係

- 1 特定注文者及び災害発生場所管理事業者等による報告（労働安全衛生規

則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第98条の2第1項及び第2項関係）

個人事業者に仕事を請け負わせた注文者（当該個人事業者と同一の場所で当該仕事を自ら行う場合に限り、かつ、当該仕事为数次の請負契約によって行われることにより当該場所にその者が2以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も後次の請負契約における注文者とする。以下「特定注文者」という。）は、当該特定注文者から仕事を請け負った個人事業者（法人である場合にはその代表者又は役員）である作業従事者が、労働者と同一の場所で当該仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業（4日以上のものに限る。以下同じ。）したことを把握したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、報告者等に関する事項、被災者に関する事項及び災害発生状況に関する事項を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

特定注文者が存在しないが、事業を行う者であって作業を行う場所を管理するもの（その労働者又は当該場所を管理するものが行う事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。以下「災害発生場所管理事業者等」という。）がいる場合には、当該者に当該場所を所轄する労働基準監督署長への報告を義務付けたものであること。

ただし、第1のIIの3に該当する死亡又は休業は、その原因の特定が困難な場合があることや、個人情報保護の観点等から、本条に基づく報告の対象とはしないこと（以下、下記2及び4の前段において同じ。）。

2 個人事業者による報告主体への報告（安衛則第98条の3及び第98条の4関係）

個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合にはその代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事個人事業者」という。）が、労働者と同一の場所において業務に起因する負傷又は疾病により休業したときは、特定注文者又は災害発生場所管理事業者等（以下「報告主体」という。）に対し、遅滞なく必要な事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならないこととしたこと。

この場合、報告主体は、当該報告を理由として取引停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと。

3 脳・心臓疾患及び精神障害に係る報告（安衛則第98条の5関係）

個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合にはその代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、その従事する業務における過重な負荷

による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又は休業したときは、電子情報処理組織を使用して、報告者等に関する事項、被災者に関する事項及び災害発生状況に関する事項を、当該個人事業者が主として事業を行う場所を所轄する労働基準監督署長に報告することができることとしたこと。

4 中小規模事業者による報告（安衛則第98条の6 関係）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の16に定める数以下の労働者を使用する事業者（以下「中小規模事業者」という。）については、当該事業者（法人である場合には代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事事業者」という。）が労働者と同一の場所において業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、報告者等に関する事項、被災者に関する事項及び災害発生状況に関する事項を、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

また、中小規模事業者は、作業従事事業者が業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業したときは、報告者等に関する事項、被災者に関する事項及び災害発生状況に関する事項を、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長に報告することができることとしたこと。

第2 細部事項

1 報告制度の適正化

（1）「労働者と同一の場所」の考え方（安衛則第98条の2 等関係）

安衛則第98条の2 等における「労働者と同一の場所」の範囲は「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について」（令和8年3月30日付け基発0330第1号）の記の第2の1（2）に規定するものと同一であること。

（2）報告主体の報告義務と災害防止上の責任との関係（安衛則第98条の2 関係）

本制度において、特定注文者又は災害発生場所管理事業者等を報告主体としているのは、個人事業者に係る災害の発生状況を的確に把握する観点から、報告主体としては、当該作業場所における個人事業者である作業従事者の作業の状況又は作業環境を把握し得る立場にある者が適切であるためであること。したがって、報告主体に該当することをもって、災害防止上の責任を負うものではなく、両者には直接の関係がないこと。

このような趣旨から、個人事業者等死傷病報告に係る報告義務については、罰則を伴わない義務規定としているものであること。

(3) 報告主体が災害発生的事实を把握したときに報告義務が生ずることについての考え方（安衛則第98条の2関係）

① 特定注文者や災害発生場所管理事業者等を報告主体とする考え方

安衛則第98条の2の規定に基づく報告は、仕事の性質上又は災害発生場所の管理権原を有することに起因して、注文した仕事に係る作業中の災害や自らが管理する場所と業務上の関連性をもって行われる作業中の災害について、業務上当然に知り得る立場にある者を報告主体として、報告義務を課している趣旨であること。

② 「災害の発生を把握したとき」についての考え方

安衛則第98条の2に規定する「災害の発生を把握したとき」には、安衛則第98条の3及び第98条の4の規定に基づく個人事業者から報告主体への報告による場合のほか、災害の発生を現認した場合、被災者の救助や救急搬送等の事実を把握した場合が含まれること。このため、報告主体は、個人事業者が安衛則第98条の3又は第98条の4に基づく報告義務を負っているにもかかわらず、当該個人事業者から報告がなされていない場合であっても、別の方法により当該個人事業者の災害発生を把握している場合には、労働基準監督署長への報告義務を負うものであること。

なお、被災した作業従事個人事業者が故意又は報告義務があることを知らずに当該被災の事実を報告することなく被災場所から立ち去る等、報告主体の責めに帰すべき理由以外の理由により、当該報告主体が災害発生的事实を業務上把握することができなかった場合についてまで報告義務を課す趣旨ではないこと。

③ 報告主体から被災者に対する報告についての教示

報告主体は、改正安衛法第29条第1項の趣旨から、被災者に対し、安衛則第98条の3又は第98条の4に基づく報告義務があることについて教示することが望ましいこと。

(4) 災害発生場所管理事業者等の考え方（安衛則第98条の2第2項関係）

① 災害発生場所管理事業者等について

「災害発生場所管理事業者等」とは、安衛則第98条の2第2項において、「事業を行う者であつて、仕事の作業を行う場所を管理するもの（その労働者又は当該場所を管理するものが行う事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者が当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。）」とされているが、災害発生場所管理事業者等に該当

するのは、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合であること。

ア 事業を行う者であること

イ 管理権原を有する等により仕事の作業を行う場所を管理する者であること

ウ 自らが管理する場所において、その労働者又は当該場所を管理するものが行う事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者が仕事の作業を行うこと

これら全てに該当する災害発生場所管理事業者等が、安衛則第98条の2第2項の規定に基づき報告義務を負うこととなるが、報告対象となる災害については、被災者が災害発生時に行っていた作業が、災害発生場所管理事業者等が管理する場所において自らが行う仕事の作業に関わるものではない災害についてまで対象に含める趣旨ではないこと。

このため、レンタルスペースやカフェ等の利用者として、個人事業者である作業従事者が業務上の災害に被災した場合のように、被災者が行っていた作業が災害発生場所管理事業者等の管理する場所において行われる仕事の作業に関わりがない場合については、当該レンタルスペースやカフェ等を管理する事業者には報告義務は生じないこと。

一方、当該場所において被災者が行っていた作業が、レンタルスペースやカフェ等の仕事の作業に関わる作業（オフィス什器の搬入、カフェの機材の修理等）である場合には、当該場所を管理する事業者は災害発生場所管理事業者等として報告義務を負うものであること。

② 災害発生場所管理事業者等の管理範囲

災害発生場所管理事業者等は、原則として、災害発生場所である事業場等の全体を管理する者であるが、当該事業場等の一部を他の者に委託して管理を行わせるなど、当該部分について独立した管理がなされている場合には、当該部分を管理する者が災害発生場所管理事業者等に該当すること。

例えば、大規模商業施設のバックヤードにおいて発生した災害について、当該バックヤードの管理を物流事業者に委託している場合には、当該物流事業者が災害発生場所管理事業者等に該当すること。

③ 作業場所管理事業者との関係

本制度における災害発生場所管理事業者等は、改正安衛法第30条の4第1項に規定する「作業場所管理事業者」と必ずしも一致するものではないこと。例えば、大規模商業施設のバックヤードにおいて荷の配送を行う個人事業者である作業従事者が被災した場合であって、当該バックヤードが大規模商業施設を管理する事業者から委託を受けた物流事業者によって独立した管理が行われている場合には、当該物流事業者が安衛

則第98条の2第2項に規定する「災害発生場所管理事業者等」に該当するものであるが、大規模商業施設において、当該施設を管理する事業者が運営する店舗と、バックヤードとの間において、異なる事業主体に属する作業従事者による作業が関連して行われるような場合には、改正安衛法第30条の4第1項の適用に当たっては、大規模商業施設全体を一の場所と捉え、大規模商業施設を管理する事業者を同項に規定する「作業場所管理事業者」と捉える場合があること。

(5) 個人事業者が報告する報告主体（安衛則第98条の3及び第98条の4関係）

安衛則第98条の3及び第98条の4の規定により、個人事業者は、作業従事個人事業者が労働者と同一の場所で作業を行う場合であって、業務に起因する負傷又は疾病により休業したとき（以下（4）に掲げる場合を除く。）に、報告主体への報告義務が生ずるものであるが、報告先である報告主体は次により特定すること。

- ① 被災した作業従事個人事業者が被災時に行っていた仕事の直接の注文者が、当該作業従事個人事業者の被災した場所で仕事を自ら行っている場合には、当該注文者を報告主体（特定注文者）として特定する。
- ② 被災した作業従事個人事業者が被災時に行っていた仕事の直接の注文者が、当該作業従事個人事業者の被災した場所で仕事を行っていない場合には、当該場所で仕事を行っている者のうち、当該仕事に係る注文者であって最後次のもの（当該作業従事個人事業者より後次のものを除く。）を報告主体（特定注文者）として特定する。
- ③ 被災した作業従事個人事業者が被災時に行っていた仕事の請負契約に係る全ての注文者（当該作業従事個人事業者より後次のものを除く。）が、当該作業従事個人事業者の被災した場所で仕事を行っていない場合であって、災害発生場所管理事業者等がいる場合には、当該者を報告主体（災害発生場所管理事業者等）として特定する。
- ④ ①から③のいずれにも該当しない場合には、報告主体がおらず、報告義務が生じないものであること。

上記④の具体例として、個人宅において、当該個人から荷の運搬の作業を請け負った個人事業者に関して、当該個人事業者である作業従事者が、別の業者の労働者と混在して作業を行っている際に被災した場合、当該個人である注文者はその場で仕事を行っていないため特定注文者には該当せず、また、当該個人は場を管理する事業を行う者でないため災害発生場所管理事業者等にも該当しないことから、個人事業者から当該個人への報告義務や当該個人から所轄労働基準監督署長への報告義務は生じないものであること。

(6) 不利益な取扱いの具体的内容（安衛則第98条の3第2項及び第98条の4第2項関係）

安衛則第98条の3第2項及び第98条の4第2項に規定する「不利益な取扱い」には、取引の停止及び災害発生場所管理事業者等が管理する場所への立ち入り禁止に限られず、当該報告をしたこととの因果関係が認められる一切の不利益な取扱いが含まれるものであること。

例えば、次に掲げるような行為は、「不利益な取扱い」に含まれること。

- ① 当該報告を行った個人事業者との契約について、合理的な理由なく解除し、若しくは更新を拒否し、又はその条件を不利に変更すること。
- ② 自らが管理する作業場所への立入りを不当に制限し、又は作業の機会を与えないこと。
- ③ 合理的な理由のない作業からの排除、過度な監視、嫌がらせ、威迫的な言動その他就業環境を害すること等により、事実上作業の継続を困難にすること。
- ④ 合理的な理由なく契約解除を示唆し、又は将来の取引継続に不安を与える言動を行うこと。

一方で、当該報告とは無関係な客観的理由に基づき行われる契約条件の見直しや業務内容の変更については、不利益な取扱いに該当するものではなく、当該行為が報告を理由とするものであるか否かについては、行為の時期、内容、経緯等を踏まえ、個別具体的に判断すべきものであること。

なお、本条に基づく報告主体による不利益取扱いの禁止について、罰則はないこと。

(7) 個人事業者が災害発生的事实を伝達し、又は報告することが困難な場合（安衛則第98条の3及び第98条の4のただし書き関係）

安衛則第98条の3及び第98条の4のただし書きにおいて規定する「負傷又は疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合」には、次のような場合が含まれること。

- ① 個人事業者が当該災害により死亡した場合
- ② 個人事業者が当該災害により意識不明である場合
- ③ 個人事業者が当該災害による重篤な負傷又は精神障害等により、被災時の状況を適切に伝達することができない状態にある場合

また、安衛則第98条の3及び第98条の4のただし書きに該当しない場合において、災害の発生を把握した報告主体が、被災者である作業従事個人事業者の負担に鑑み、当該作業従事個人事業者からの連絡を待たず、当該作業従事個人事業者又は関係者からの聞き取り等により報告事項をとりま

とめた場合でも、個人事業者が安衛則第98条の3及び第98条の4の規定に基づく報告として取り扱って差し支えないこと。

(8) 報告主体とならない注文者による報告の適正化のための協力等（安衛則第98条の2、第98条の3及び第98条の4関係）

① 元方事業者による適正報告に関する指導等

元方事業者が一の場所において業務上災害が発生した事実を把握した場合であって、関係請負人である特定注文者が災害発生時に一時的に災害発生場所におらず災害発生の実態を把握していないこと、被災者が特定注文者への報告を怠っていることを認めたときには、安衛則第98条の2第1項及び第98条の3第1項の規定に基づく報告が適切になされるよう、改正安衛法第29条に基づき、元方事業者は関係請負人である特定注文者又は被災者に対して必要な指導等を行うこと。

② 個人事業者から災害発生場所管理事業者等への円滑な報告

安衛則第98条の3又は第98条の4の規定により、個人事業者が報告主体に対して災害に関する報告を行うに際し、直接の契約関係にない災害発生場所管理事業者等の連絡先を把握することが困難であるなど、個人事業者による報告が円滑になされない場合も想定されるため、災害発生場所管理事業者等は、入場者に対して業務上の災害が発生した場合の連絡先や対応手順を通知し、又は事業場の見やすい場所に掲示する等によりあらかじめ、周知させておくことが望ましいこと。

また、これらの周知が適切に実施されていない場合もあるため、特定注文者に該当しない注文者であって、個人事業者に直接、仕事を請け負わせた注文者は、改正安衛法第29条第1項の趣旨を踏まえ、個人事業者から災害発生場所管理事業者等に対する報告が円滑に行われるよう、災害発生場所管理事業者等への連絡に関し必要な協力を行うなど、適切に関与することが望ましいこと。

(9) 労働基準監督署への情報提供

国が個人事業者等による業務上災害の状況を把握し、労働災害防止等に活用することは適当であることから、労働基準監督署に対し、個人事業者等による災害に関する情報提供がなされることは妨げられないこと。

労働基準監督署に対する情報提供については、情報提供者が個人事業者自身である場合や遺族等の場合、当該者が加入している団体である場合等様々な場合があり、情報提供の対象となる災害についても、休業4日以上であるか否か、個人事業者から報告主体に対して報告がなされたものであるか否かなど、様々なものが想定されるが、当該情報提供が行われたことを理由として、被災者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いが行わ

れることは、安衛則第98条の3第2項等の趣旨に照らして適切ではないこと。

(10) 個人事業者等死傷病報告に係る災害情報の取扱い

個人事業者等死傷病報告により収集される災害に関する情報には、被災者の氏名、年齢、傷病名等の個人情報が含まれることから、被災者以外の者が当該情報を取り扱う場合には、その取り扱いの根拠が法令に基づく義務を履行するためのものか、上記1（9）の情報提供等によるものかにより、取り扱う情報の範囲や取り扱い方法は異なるため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要があること。

また、当該情報の提供、共有又は公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮すること。

2 報告方法

(1) 労働基準監督署への個人事業者等死傷病報告の報告方法（安衛則第98条の2、第98条の5及び第98条の6関係）

安衛則第98条の2、第98条の5及び第98条の6の規定による個人事業者等死傷病報告については、電子情報処理組織を使用して行うことを原則としていること。

電子情報処理組織を使用した方法として、厚生労働省においては、報告者が円滑に報告を行うことができるよう、e-Gov電子申請サービスに備える電子申請APIを活用した報告支援システム（<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>）（以下「報告支援システム」という。）から必要事項の入力を容易に行うことができる環境を整備する予定であること。

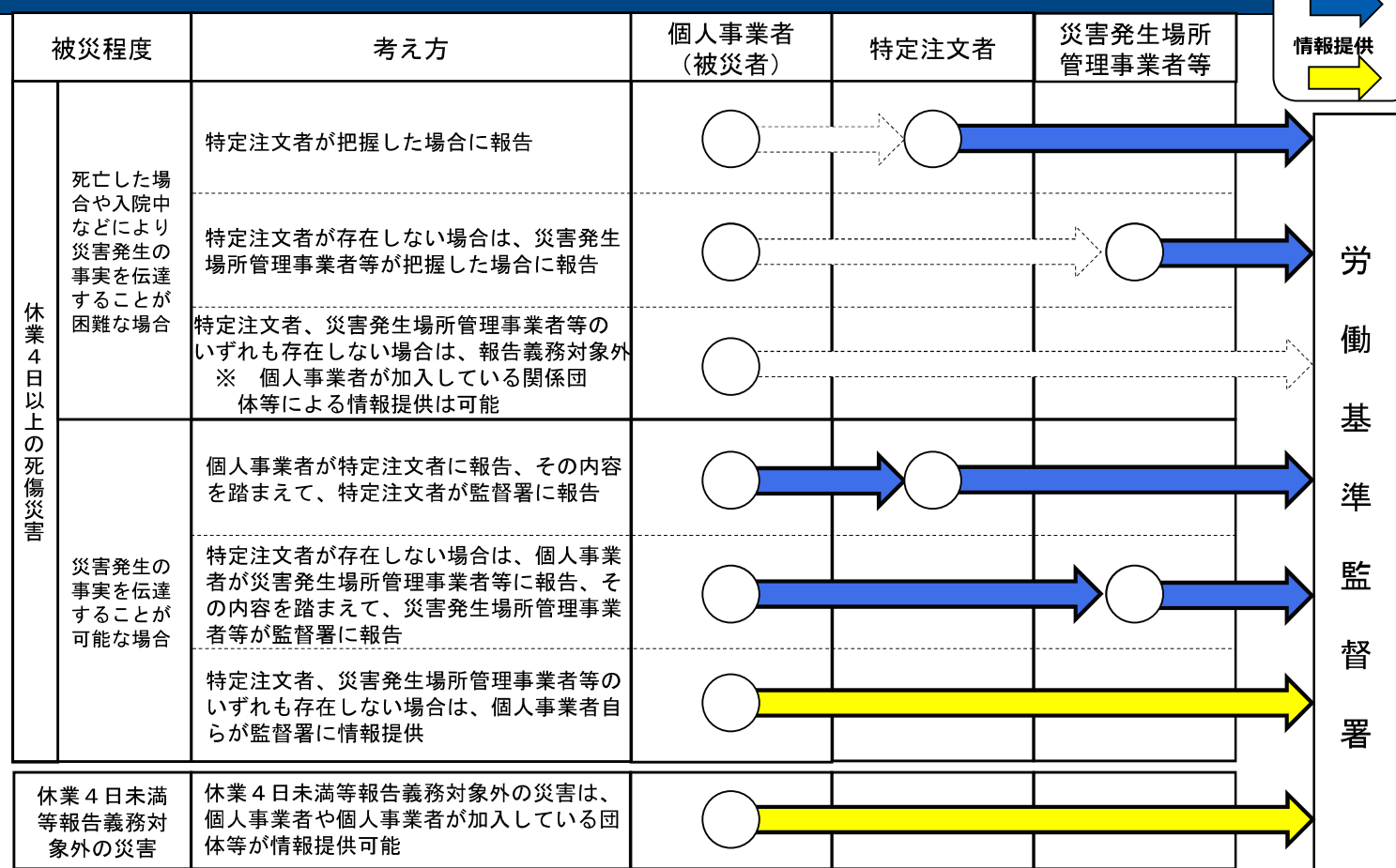
なお、当分の間、経過措置として書面による報告を行うことができることとしているが、この場合には、追って示す留意事項を参考に報告すること。

また、上記1（9）の情報提供においても、報告支援システムを活用することが可能であること。

さらに、安衛則第98条の3及び第98条の4の規定により個人事業者が報告主体に対して行う報告については、その方法を特定的手段に限定していないものの、報告支援システムを活用して、電子メール、書面等により報告することも可能とする予定であること。

(参考) 個人事業者の業務上災害報告制度に係るイメージ図

報告義務※
(罰則なし)



※ 災害発生場所において個人事業者が労働者と同一の場所で作業していた場合に限る。
また、被災者が中小事業の経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

官 報

(号 外)
発 行 内 閣 府
(原稿作成 国立印刷局)

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

目 次

〔省 令〕

○労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(厚生労働一〇〇)

○航空法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通一一八)

〔その他告示〕

○市町の境界の確定 (総務三九一)
○登録講習機関の教育の基準等を定める告示の一部を改正する告示 (国土交通一〇五八)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人工業所有権情報・研修館令和六事業年度財務諸表、令和六年度日本郵政共済組合の決算、日本弁護士連合会懲戒処分関係

五

元

三

〇

六

一

公 会

○厚生労働省令第百二十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

省

令

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(労働安全衛生規則の一部改正)
第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
目次 第一編 通則 第一章 第八章 (略) 第九章 監督等 (第八十五条―第九十八条の九) 第十章 (略) 第二編 第四編 (略) 附則 (労働者死傷病報告) 第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。 一 九 (略) 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。以下同じ。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分 十一・十二 (略) 2 (略) (個人事業者等死傷病報告) 第九十八条の二 個人事業者(事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。)に仕事を請け負わせた注文者(当該個人事業者と同一の場所で仕事を自ら行う場合に限り、かつ、当該仕事の数回の請負契約によつて行われることにより当該場所における注文者とする。以下この条から第九十八条の四までにおいて「特定注文者」という。)は、当該個人事業者(法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。)が、労働者(特定注文者が事業者である場合における当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。次条第一項において同じ。)と同一の場所において、特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業(四日以上のものに限る。以下この項から第九十八条の六までにおいて同じ。)したことを把握したとき(当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。次項において同じ。)は、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。 一 報告者の労働保険番号(報告者である特定注文者が個人事業者である場合において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十五条第一項の規定に基づく政府の承認があるときは、その労働保険番号)			目次 第一編 通則 第一章 第八章 (略) 第九章 監督等 (第八十五条―第九十八条の四) 第十章 (略) 第二編 第四編 (略) 附則 (労働者死傷病報告) 第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。 一 九 (略) 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分 十一・十二 (略) 2 (略) (新設)		

(傍線部分は改正部分)

二	報告者の事業の種類並びに事業場（報告者である特定注文者が個人事業者である場合は当該特定注文者が主として事業を行う場所）の名称、所在地及び電話番号
三	建設工事の作業に従事する作業従事者が死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称、個人事業者が、事業場の構内における作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者が死亡し、又は休業したときは、当該事業場の名称
四	個人事業者が、建設工事の作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者が死亡し、又は休業したときは、当該事業場の名称及び労働保険番号
五	個人事業者が、建設工事の作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者が死亡し、又は休業したときは、元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号
六	死亡し、又は休業した作業従事者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間、傷病の名称及び部位並びに労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に基づき政府の承認の有無
七	休業見込期間又は死亡日時
八	死亡し、又は休業した作業従事者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
九	負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
十	報告年月日及び報告者の職氏名
2	事業を行う者であつて、仕事の作業を行う場所を管理するもの（その労働者又は当該場所を管理するものが行う事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者をいう。）が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。）（以下この項及び第九十八条の四において「災害発生場所管理事業者等」という。）は、個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（次条から第九十八条の五までにおいて「作業従事個人事業者」という。）が、災害発生場所管理事業者等が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したことを把握したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、前項各号に掲げる事項を、災害発生場所管理事業者等が管理する場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、当該場所に特定注文者がある場合は、この限りでない。
第九十八条の三	個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、仕事の作業を行う特定注文者及び労働者と同一の場所において特定注文者から請け負った仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。次条第一項及び第九十八条の六第一項において同じ。）を、遅滞なく、次に掲げる事項（報告しようとする時点において把握しているものに限る。）を、特定注文者に報告しなければならない。ただし、当該負傷又は疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合は、この限りでない。
建設工事の作業に従事する作業従事個人事業者が死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称	
二 個人事業者が、事業場の構内における作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が死亡し、又は休業したときは、当該事業場の名称	

(新設)

- 三 個人事業者が、建設工事の作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が死亡し、又は休業したときは、元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号
- 四 死亡し、又は休業した作業従事個人事業者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間、傷病の名称及び部位並びに労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に基づく政府の承認の有無
- 五 休業見込期間又は死亡日時
- 六 死亡し、又は休業した作業従事個人事業者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 七 負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 八 報告年月日及び報告者の職氏名
- 2 特定注文者は、個人事業者が前項の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 第九十八条の四 個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、災害発生場所管理事業者等が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を、災害発生場所管理事業者等に報告しなければならない。ただし、当該負傷若しくは疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合又は当該場所に特定注文者がある場合は、この限りでない。
- 2 災害発生場所管理事業者等は、個人事業者が前項の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、自らが管理する場所への立入禁止その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 第九十八条の五 個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業したときは、第九十八条の第三項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して、当該作業従事個人事業者が主として事業を行う場所を所轄する労働基準監督署長に報告することができる。
- 第九十八条の六 事業者（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十六において定める数以下の労働者を使用するものに限る。次項において同じ。）は、当該事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下この項及び次項において「作業従事事業者」という。）が、労働者（当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。）と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 労働保険番号
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 建設工事の作業に従事する作業従事事業者が死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称

（新設）

（新設）

（新設）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正） 第二條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）			
2 （略）	改	正	後
	（労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等） 第四十一條（略）		
2 （略）	改	正	前
	（労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等） 第四十一條（略）		

四 事業場の構内において作業に従事する請負人である作業従事事業者が死亡し、又は休業した場合に当該事業場の名称

五 建設工事の作業に従事する請負人である作業従事事業者が死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号

六 死亡し、又は休業した作業従事事業者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間、傷病の名称及び部位並びに労働者災害補償保険法第三十四条第一項の規定に基づく政府の承認の有無

七 休業見込期間又は死亡日時

八 死亡し、又は休業した作業従事事業者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

九 負傷又は疾病の発生日時、発牛場所の所在地、発牛状況及びその略図並びに原因

十 報告年月日及び報告者の職氏名

2 事業者は、当該事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業したときは、前項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に報告することができる。

第九十八條の七、第九十八條の九（略）

（電子情報処理組織による申請書の提出等）

第一百條の二 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第二條第二項、第四條第三項、第七條第三項、第十三條第二項、第三十四條の四から第三十四條の六まで、第三十四條の八、第三十四條の十、第五十二條、第五十二條の二十一、第九十七條、第九十八條の二、第九十八條の五若しくは第九十八條の六又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二條第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

第九十八條の二、第九十八條の四（略）

（電子情報処理組織による申請書の提出等）

第一百條の二 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第二條第二項、第四條第三項、第七條第三項、第十三條第二項、第三十四條の四から第三十四條の六まで、第三十四條の八、第三十四條の十、第五十二條、第五十二條の二十一若しくは第九十七條又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二條第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九十八条の七第二項第三号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九十八条の二第二項第三号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十八条の二、第九十八の五及び第九十八条の六に規定する報告は、当分の間、書面により行うことができる。

○国土交通省令第百十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の五十（同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む）、第百三十二条の五十一第三項及び第百三十二条の五十五の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月九日

国土交通大臣 金子 恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(技能証明の申請)

第二百三十六条の三十八 (略)

255 (略)

6 技能証明申請者であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号（以下この条において単に「確認番号」という。）を記載した学科試験申請書を国土交通大臣（指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

7 技能証明申請者であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十二条の四十一の技能証明書（同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。）の写し）を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(技能証明の申請)

第二百三十六条の三十八 (略)

255 (略)

6 技能証明申請者（第二百三十六条の五十一の規定により学科試験の省略を受けようとする者を除く。）であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号（以下この条において単に「確認番号」という。）を記載した学科試験申請書を国土交通大臣（指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

7 技能証明申請者（法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除又は第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者を除く。）であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十一条の四十一の技能証明書（同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。）の写し）を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。